主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告の趣意は別紙のとおりである。

所論は違憲をいう点もあるが、実質は単なる訴訟法違反の主張を出でないもので あつて、特別抗告適法の理由とならない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項に従い裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和四一年二月一四日

最高裁判所第一小法廷

誠		田	岩	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
郎	_	田	松	裁判官